



基準日:2019年10月1日

為替特約定期預金(通貨変動型) 楽天デュアル定期預金契約締結前交付書面

(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読みください。

- 「為替特約定期預金(通貨変動型)」とは、円定期預金または外貨定期預金に『償還通貨特約』を組み合わせることで、通常の円定期預金または外貨定期預金よりも預金利率を高く設定した商品です。
- この預金は、満期日の2営業日前(以下「判定日」といいます。)における当行所定の実勢為替相場水準(以下「判定レート」といいます。)によっては、満期日における元本および利息(以下「元利金」といいます。)のお受け取りが、預入通貨ではなく、相対通貨でのお受け取りとなる場合があります。
- 元利金のお受け取りが相対通貨となった場合、元利金は、預入日における預入通貨と相対通貨との間の当行所定の実勢為替相場水準に、当行所定の一定の幅のうち、お客さまがお申込時に選択した幅を加えて定められた為替レート(以下「特約レート」といいます。)にて相対通貨に交換されます(判定日における市場実勢相場ではありません)。この場合、満期日に市場実勢相場で預入通貨から相対通貨に交換する場合と比べて、通常、お客さまに不利な条件で預入通貨から相対通貨に交換されるこ

とになるため、お受け取りの元利金を満期日における市場実勢相場により預入通貨に換算した場合、当初の預入額を下回る可能性があります(預入通貨ベースでの元本は保証されません。)。

- 元利金のお受け取りが預入通貨となった場合、預入時の市場実勢相場より預入通貨の価値が低くなっても、そのメリット(為替差益)を享受することはできません。
- 元利金を支払う通貨を選択する権利は、当行にのみ帰属し、支払いを受ける通貨をお客さまが選択することはできません。
- この預金の中途解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、損害金を直ちにお支払いいただきます。この場合、当初お預入れの元本金額から損害金を差し引いた金額が、当初お預入れの元本金額を大きく下回る(=元本割れ)可能性があります。
- この預金には為替変動リスクがあります。満期日におけるお受け取りの元利金の預入通貨による換算額が、当初の預入額を下回る(預入通貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

- 預入通貨から相対通貨に交換されて元利金が支払われる場合、預入通貨から相対通貨への交換に関して手数料はかかりません。ただし、預入通貨または相対通貨により支払われた元利金を円貨に交換する際は、外貨預金口座取引規定に基づく当行所定の手数料がかかります。
- この預金には為替変動リスクがあります。この預金の支払通貨が外貨となる場合、お受け取りの外貨を満期日時点で円換算し、税引後利息を合算しても、当初の預入額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

〔商品の概要〕

商品名	為替特約定期預金(通貨変動型) <愛称:楽天デュアル定期預金>
商品概要	<p>「為替特約定期預金(通貨変動型)」とは、円定期預金または外貨定期預金に『償還通貨特約』を組み合わせることにより、通常の円定期預金または外貨定期預金よりも預金利率を高く設定した商品です。この預金は、満期日における元利金が、判定日における判定レートによっては、預入通貨ではなく、相対通貨でのお受け取りとなる場合があります。この場合、お受け取りの元利金を満期日における市場実勢相場により預入通貨に換算した場合、当初の預入額を下回る可能性があります(預入通貨ベースでの元本は保証されません。)</p> <p>『償還通貨特約』とは、次のことをいいます。</p> <p>①判定日における預入通貨と相対通貨との間の「判定レート」が、申込日に設定した「特約レート」と同一または「特約レート」より預入通貨の価値の方が安い場合には、満期日に元利金を預入通貨のまま支払います。</p> <p>②判定日における預入通貨と相対通貨との間の「判定レート」が、申込日に設定した「特約レート」より預入通貨の価値の方が高い場合には、満期日に元利金を「特約レート」にて相対通貨に交換して支払います。</p> <p>「預入通貨:円 相対通貨:外貨」の場合 イメージは相対通貨がアメリカドルの場合</p>

「預入通貨:外貨 相対通貨:外貨」の場合
 イメージは預入通貨がアメリカドル、相対通貨がユーロの場合



「預入通貨:外貨 相対通貨:円」の場合
 イメージは預入通貨がアメリカドル、相対通貨が円の場合



なお、この預金の中途解約はできません。万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合には、損害金を直ちにお支払いいただきます。この場合、当初お預入れの元本金額から損害金を差し引いた金額が、当初お預入れの元本金額を大きく下回る(＝元本割れ)可能性があります。

預金保険

- ・ この預金は、預入通貨と相対通貨により、預金保険の適用対象となるかが異なります。
- (1). 「預入通貨:円、相対通貨:外貨」の場合
 - ・ 預入期間中は、預金保険の対象となり、当行にお預入れいただいている他の預金保険の対象となる預金等と合算して、元本 1,000 万円までと保険事故発生日までの利息が保護されます。ただし、この預金の利息等については、預入時における通常の円定期預金(この預金と同一の金額および預入期間)の当行ウェブサイトに掲示する金利までが預金保険の対象となり、それを超える部分は預金保険の対象外となります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、外貨による支払いとなり、元利金が外貨普通預金口座に入金された後は、預金保険の対象外となります。 (2)。「預入通貨：外貨、相対通貨：外貨」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの通貨により支払われる場合であっても、預金保険の対象外です。 (3)。「預入通貨：外貨、相対通貨：円」の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相対通貨による支払いとなり、元利金が円普通預金口座に入金された後は、預金保険の対象となりますが、預入期間中、および預入通貨により支払われ、元利金が外貨普通預金口座に入金された後は、預金保険の対象外となります。
<p>申込および預入の成立</p> <p>(1)申込の方式</p> <p>(2)預入の成立</p> <p>(3)オプション取引が不成立の場合について</p> <p>(4)特約レートについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金への申込は、当行所定の募集期間内のみ取扱います。 ・ お客さまは、当該募集期間内に限り、当行所定の方法により、この預金の申込を撤回することができます。 ・ この預金は、募集期間終了日の翌営業日（以下「預入日」といいます。）に、お客さまの預入通貨の当行普通預金口座からの振替入金完了した時点で成立するものとし、ただし、預入日に当行が振替入金を実行した時点において、残高不足、口座停止等によりお客さまの当行普通預金口座からの振替ができなかった場合、この預金は成立せず、また、再振替等は行いません。 ・ 当行は、預入日において、この預金により当行に生じるリスクを相殺するための取引（以下「オプション取引」といいます。）を行います。 ・ 当行は、預入日にオプション取引先との間で行うオプション取引が成立しなかった場合、お客さまに当行所定の方法により通知の上、この預金を解約できるものとし、この場合、振替えられた資金は、預入通貨の当行普通預金口座へ無利息で払戻します。 ・ 特約レートは、預入日における預入通貨と相対通貨との間の当行所定の実勢為替相場水準に、当行所定の一定の幅のうち、お客さまがお申込時に選択した幅を加えて定めるものとし、預入日の翌営業日に当行所定の方法によりお客さまに通知します。 ・ 特約レートは当行が行うオプション取引の成立時点において決定されます。このため、この預金の申込後オプション取引の成立時点までの間に預入通貨と相対通貨との市場実勢相場が急激に変動した場合、お客さまにとって不利な特約レートが設定されることがあります。 ・ 当行所定の実勢為替相場水準の具体的な数値につきましては、当行カスタマーセンターへお問合せください。
販売対象	当行の円普通預金口座および外貨普通預金口座をお持ちの満 20 歳以上のお客さま
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「2 週間もの(2 週間+2 営業日)」または「1 ヶ月もの(1 ヶ月+2 営業日)」のうち、当行が募集の都度定める期間とします。 ・ 自動解約扱いとなります。自動継続はお取り扱いしておりません。
<p>預入</p> <p>(1)預入方法</p> <p>(2)最低預入額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入とします。 ・ ただし、お客さまの当行の円普通預金または外貨普通預金からの振替入金に限ります。

<p>(3)預入単位 (4)預入通貨 (5)相対通貨</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行が募集の都度定める額以上(預入金額に上限はありません。) ・ 当行が募集の都度定める単位で預入可能 ・ 円、アメリカドル、ユーロ、オーストラリアドル、イギリスポンド、ニュージーランドドル、南アフリカランドのうち、当行が募集の都度定める通貨 ・ 円、アメリカドル、ユーロ、オーストラリアドル、イギリスポンド、ニュージーランドドル、南アフリカランドのうち、当行が募集の都度定める通貨
<p>払戻方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、以下の各号に定める判定結果に応じて、当行が元利金を支払う通貨を選択し、満期日に元利金をお客さまの預入通貨または相対通貨の当行普通預金口座に一括して払戻します。 ①判定日における預入通貨と相対通貨との間の「判定レート」が、申込日に設定した「特約レート」と同一または「特約レート」より預入通貨の価値の方が安い場合には、満期日に元利金を預入通貨のまま支払います。 ②判定日における預入通貨と相対通貨との間の「判定レート」が、申込日に設定した「特約レート」より預入通貨の価値の方が高い場合には、満期日に元利金を「特約レート」にて相対通貨に交換して支払います。 ・ 判定結果については、判定日の翌営業日に、当行所定の方法によりお客さまに通知します。
<p>利息 (1)適用利率 (2)利払方法 (3)計算方法</p>	<p>預入時に当行ウェブサイト上のログイン後画面に表示される利率を満期日まで適用します。</p> <p><「楽天デュアル定期預金」の金利についてはこちら> (http://www.rakuten-bank.co.jp/assets/fixdedep/new/kawase/dual-about.html)</p> <p>利息は、満期日に元本とともに、お客さまの預入通貨または相対通貨の当行普通預金口座へ入金することにより支払います。なお、この預金が満期日に預入通貨または相対通貨の当行普通預金口座へ入金された後は、入金された当該通貨の普通預金の利率が適用されます。</p> <p>利息は、預入日から満期日の前日までの日数について、付利単位を預入通貨が円の場合は1円、外貨の場合は1補助通貨単位として、当行所定の利率にて、1年を365日とする日割計算により算出します。なお、1円未満または1補助通貨単位未満の端数は切り捨てます。</p>
<p>税金について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得は源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%)として課税されます。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され20.315%が源泉徴収されます。 ・ 利息はマル優の対象外です。 ・ 満期日以降に外貨により支払われた元利金を円に交換した場合、為替差損益が発生する可能性があります。この場合、為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。また、他の所得区分との損益通算はできません。 <p>詳しくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談くださいますようお願い申し上げます。</p>

手数料および適用相場	<ul style="list-style-type: none"> ・ お引き出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の合計額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 ・ 詳しくは下記[お預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場]をご覧ください。
付加できる特約事項	特にございません。
中途解約のお取扱い	<u>この預金の中途解約はできません。詳しくは下記[中途解約時のお取扱い]をご覧ください。</u>
お申込時のご注意点 (その他参考になる事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまは、この預金の預入期間中、円普通預金口座および外貨普通預金口座を解約することはできません。 ・ 相対通貨でお支払いする場合には、元利金を必ずあらかじめ定めた「特約レート」で相対通貨に交換してお支払いします。 ・ 取引条件は市場環境により変動します。市場環境により取引条件は刻々と変動しますので、実際にお申込みいただく際には取引条件を十分にご確認ください。 ・ 当行は、募集期間中の市場環境の急変等により、あらかじめお客さまに通知することなくこの預金の募集または預入を中止することがあります。この場合、すでに申込を完了している場合であっても、この預金は成立しません。 ・ 万一当行の信用状況が大きく変化した場合には、意図した経済効果が得られず、結果としてお客さまに損害が発生する可能性があります。 ・ この預金の利率等の条件は毎日変動する値であり、金利相場状況、取引条件等、諸々の事情で、必ずしも当行の他の預金より有利でない可能性があります。お客さまに適用される利率等の条件につきましては、お申込時点の当行ウェブサイト上のログイン後画面をご確認ください。 ・ この預金の会計・税務上の取扱いについては、事前にお客さまご自身で公認会計士・税理士にご確認ください。 ・ <u>この預金への預入れの最終判断は、お客さまの知識、経験、財産の状況及びこの預金へ預入れる目的に照らし、必ずお客さま自身で行っていただきますようお願いいたします。</u> ・ 相続や差押え等によりこの預金が第三者に承継された場合でも、この預金が中途解約される場合は、下記[中途解約時のお取扱い]の方法に準じて処理されます。この場合、この預金を承継された方に、損害金として、満期前解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびこれに伴う費用をご負担いただくこととなりますので、当行所定の計算により算出された当該損害金を元本金額から差し引いた残額が払戻されることとなります。
金融 ADR 制度について	<p>当行とお客さまとの間で、解決に至らない問題が発生した場合には、解決手段のひとつとして金融 ADR という制度がございます。</p> <p>金融 ADR は、行政庁が指定・監督する紛争解決機関(指定紛争解決機関といいます。)が関与し、同機関に所属する金融分野に見識のある弁護士などの専門家が、中立・公平な立場から和解案を提示して、紛争の解決を図る制度です。</p> <p>詳細については、下記の、当行が契約している指定紛争解決機関までお問い合わせください。</p>
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人 全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
お問い合わせ先・受付時間	楽天銀行カスタマーセンター 0120-386-910 携帯電話・PHS 等からは 0570-051-910(通話料有料) 月～金曜 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く

〔中途解約時のお取扱い〕

- ・ お客さまは、この預金の中途解約はできません。
- ・ 当行は、①お客さまが非居住者となる旨の通知があった場合、②当行の口座取引の中止を必要とする相当の事由が生じた場合、③お客さまの当行に対する預金等の債権について仮差押、保全差押または差押等の命令、通知が発送されたとき、お客さまに通知することなく、この預金を中途解約できるものとします。
- ・ 万が一、当行がやむを得ないものと認めて中途解約に応じる場合、またはお客さまが中途解約事由に該当し当行がこれを実行する場合、中途解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金の再構築額およびそれに伴う諸費用を当行所定の計算方法により算出した損害金(注1)を直ちにお支払いいただきます。また、この預金の中途解約を行う場合、預入通貨により支払うものとし、預入日から中途解約日の前日までの日数分に相当する経過利息は一切支払われません。なお、この場合、当初お預入れの元本金額から損害金を差し引いた金額が、当初お預入れの元本金額を大きく下回る(＝元本割れ)可能性(注2)があります。

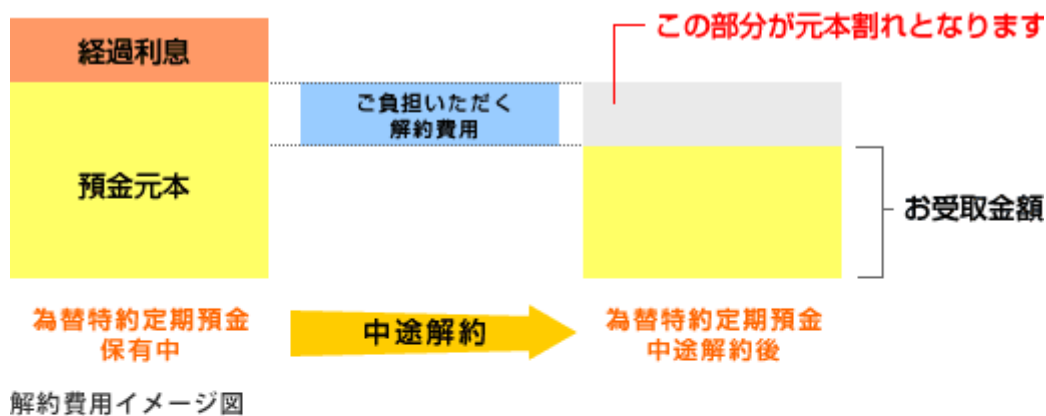
(注1) 損害金算出の考え方

中途解約時点で、当行はその契約上の地位(すなわち、預金契約の権利・義務)を失うことになり、その地位に伴う経済的利益を失うことによる損害を負うこととなります。この場合、当行は、中途解約時点で、この預金と同条件の代替の契約を市場にて締結するか、または締結すると仮定した場合に必要となる金額(コスト)を、市場実勢相場に基づいて算出し、損害金としてお客さまにご負担いただきます。このように、損害金の算出には中途解約時点での市場実勢相場を使用するため、お申込み時点で損害金をお示しすることはできません。

具体的には、下記の図に示すように、お客さまにご負担いただく損害金は、

- (1)中途解約時の通貨オプションの価値
- (2)この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する(預入通貨の)市場金利との差
- (3)再構築に伴う費用

により構成されますが、一般的に、損害金は、為替相場水準、為替相場のボラティリティ(期待変動率)、期間などの影響を受けるため、例えば、預入時の為替相場と比較して中途解約時の為替相場が預入通貨高になるほど、預入時の為替相場のボラティリティ(期待変動率)と比較して中途解約時の為替相場のボラティリティ(期待変動率)が上昇するほど、また、預金の残存期間が長いほど、損害金は大きくなる傾向があります。また、市場金利との差の評価は、残存期間に対応する市場金利が、適用金利より低い場合には損害金を減少させることとなりますが、適用金利よりも高い場合は再構築額を上昇させる要因となります。



例えば、預入期間を「1ヶ月もの」とし、預入後すぐに解約した場合において、市場金利の変動がなかった場合には、諸経費込みで元本の約9%の損害金が掛かると予想されます。100万円お預入れいただいた場合には約9万円の損害金がかかり、約91万円が払戻しの金額となります。

また、預入期間を「1ヶ月もの」とし、預入後すぐに解約した場合において、為替相場、市場金利に大幅な変動があった場合として、①、預入時における為替相場の水準を、2003年3月11日から2004年6月11日まで(以下「観測期間」といいます。)における最小値、解約時点における為替相場の上昇幅を、観測期間中の最大値とし、また、②、預入時の市場金利水準を、観測期間中の最小値とし、中途解約時に観測期間中の最大値まで上昇し、更に、③、預入時の市場実勢相場から、中途解約時に観測期間中の最大変動幅分の預入通貨高水準となったと仮定すると、予想される元本に対する損害金の割合(想定損害金率)、仮に100万円のお預入れをした場合の損害金および払戻金額は、下記の表に示すとおりとなります。

預入通貨: 円	相対通貨					
	米ドル	ユーロ	豪ドル	英ポンド	NZドル	南アランド
想定損害金率 (%)	-13.33%	-29.01%	-45.68%	-30.39%	-37.01%	-45.47%
100万円預入 あたりの払戻 金額(円)	866,698円	709,862円	543,200円	696,086円	629,896円	545,308円

市場の条件によってはそれ以上の損害金がかかる場合もあります。このため、これらの想定損害金の額が、お客様の知識、経験、財産の状況および本契約を締結する目的に照らして、「お客様が許容できる損失額」の範囲内であることを十分にご確認ください。

(注2)中途解約による損害金について

中途解約を行った場合には、預入日から中途解約日の前日までの日数分に相当する経過利息は一切支払われません。また、当行に中途解約による損害金が発生した場合は、払戻元本から損害金を差し引いた金額をお支払します。このため、損害金差し引き後の払戻金額は当初のお預入れの元本金額を大きく下回る可能性があります。

以上のことから、この預金のお申込みの際には、必ず、満期日まで使う予定のない、余裕資金でお預入れください。仮に、預入時以降にお客さまの経済事情が変化し、まとまった資金が必要となった場合でも、この預金に預入れた資金を満期日まで引き出せなくとも十分な流動性が確保されていることをご確認のうえ、お申込みください。

なお、当行がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、お客さまが中途解約を依頼される日と、損害金を預金元本金額から差し引いた残額の入金日は異なります。この場合、実際にご負担いただく損害金が中途解約の依頼に基づき試算した損害金を超えることがあります。

【この預金へのお預け入れとお引き出しに関わる手数料および適用相場】

	お預け入れ・お引き出し方法	
お預け入れ	現金でのお預け入れ(円・外貨)	お取扱いはございません。
	円普通預金口座からの振替入金	預入通貨を円とする場合、手数料はかかりません。
	外貨普通預金口座からの振替入金	預入通貨を外貨とする場合、手数料はかかりません。ただし、円普通預金から外貨普通預金への振替入金にあたっては、以下の手数料(為替コスト)がかかります。 アメリカドル:1 アメリカドルあたり 25 銭 ユーロ:1 ユーロあたり 25 銭 オーストラリアドル:1 オーストラリアドルあたり 45 銭 イギリスポンド:1 イギリスポンドあたり 45 銭 ニュージーランドドル:1 ニュージーランドドルあたり 45 銭 南アフリカランド:1 南アフリカランドあたり 30 銭 メキシコペソ:1 メキシコペソあたり 20 銭 中国人民幣:1 中国人民幣あたり 20 銭
お引き出し	現金でのお引き出し(円・外貨)	お取扱いはございません。
	元利金が円によるお支払いとなった場合	元利金を円普通預金口座に振替入金する際に、手数料はかかりません。
	元利金が外貨によるお支払いとなった場合	元利金を外貨普通預金口座に振替入金する際に、手数料はかかりません。ただし、外貨普通預金に入金された元利金を円に交換する場合、以下の手数料(為替コスト)がかかります。 アメリカドル:1 アメリカドルあたり 25 銭 ユーロ:1 ユーロあたり 25 銭 オーストラリアドル:1 オーストラリアドルあたり 45 銭 イギリスポンド:1 イギリスポンドあたり 45 銭

		ニュージーランドドル:1 ニュージーランドドルあたり 45 銭 南アフリカランド:1 南アフリカランドあたり 30 銭 メキシコペソ:1 メキシコペソあたり 20 銭 中国人民幣元:1 中国人民幣元あたり 20 銭
--	--	--

- ・ 上記手数料には消費税等がかかりません。
- ・ 外貨から外貨へ直接の振替入金はできません。
- ・ 外貨預金につきましては、外貨普通預金口座の契約締結前交付書面をご覧ください。

第164回

『為替特約定期預金(通貨変動型)』

〈愛称:楽天デュアル定期預金〉

募集要項

■ 募集(その1)

種類	楽天デュアル定期預金(円・外貨型)		
募集期間	2019年10月1日(火)~2019年10月22日(火)		
預入通貨	円	相対通貨	米ドル
金利	4.90%(税引き前年利)(税引後 年 3.90%) ※表示されている金利は、年利表示です。		
満期時にお支払する元利金の通貨について	① 判定日における円と米ドルとの間の「判定レート」が、申込日に設定した「特約レート」と同一または「特約レート」より円安の場合には、満期日に元利金を円のまま支払います。 ② 判定日における円と米ドルとの間の「判定レート」が、申込日に設定した「特約レート」より円高の場合には、満期日に元利金を「特約レート」にて米ドルに交換して支払います。		
預入期間	2週間もの (2週間+2営業日)	預入単位	10万円以上 1円単位
最低預入額	10万円	預入額の上限	ございません。
預入日	2019年10月23日(水)	満期日	2019年11月8日(金)
判定日	2019年11月6日(水)の午後3時(日本時間)		
特約レート	2019年10月24日(木)に決定した特約レートをお客さま宛に通知いたします。		

■ 募集(その2)

種類	楽天デュアル定期預金(円・外貨型)		
募集期間	2019年10月1日(火)~2019年10月22日(火)		
預入通貨	円	相対通貨	ユーロ
金利	1.30%(税引き前年利)(税引後 年 1.03%) ※表示されている金利は、年利表示です。		
満期時にお支払する元利金の通貨について	① 判定日における円とユーロとの間の「判定レート」が、申込日に設定した「特約レート」と同一または「特約レート」より円安の場合には、満期日に元利金を円のまま支払います。 ② 判定日における円とユーロとの間の「判定レート」が、申込日に設定した「特約レート」より円高の場合には、満期日に元利金を「特約レート」にてユーロに交換して支払います。		
預入期間	2週間もの (2週間+2営業日)	預入単位	10万円以上 1円単位
最低預入額	10万円	預入額の上限	ございません。
預入日	2019年10月23日(水)	満期日	2019年11月8日(金)
判定日	2019年11月6日(水)の午後3時(日本時間)		
特約レート	2019年10月24日(木)に決定した特約レートをお客さま宛に通知いたします。		

■ 募集(その3)

種類	楽天デュアル定期預金(円・外貨型)		
募集期間	2019年10月1日(火)~2019年10月22日(火)		
預入通貨	円	相対通貨	豪ドル
金利	4.30%(税引き前年利)(税引後 年 3.42%) ※表示されている金利は、年利表示です。		
満期時にお支払する元利金の通貨について	① 判定日における円と豪ドルとの間の「判定レート」が、申込日に設定した「特約レート」と同一または「特約レート」より円安の場合には、満期日に元利金を円のまま支払います。 ② 判定日における円と豪ドルとの間の「判定レート」が、申込日に設定した「特約レート」より円高の場合には、満期日に元利金を「特約レート」にて豪ドルに交換して支払います。		
預入期間	2週間もの (2週間+2営業日)	預入単位	10万円以上 1円単位
最低預入額	10万円	預入額の上限	ございません。
預入日	2019年10月23日(水)	満期日	2019年11月8日(金)
判定日	2019年11月6日(水)の午後3時(日本時間)		
特約レート	2019年10月24日(木)に決定した特約レートをお客さま宛に通知いたします。		